

議案第63号

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

個人番号カードと健康保険証の一体化に伴い、こども医療費助成金、重度心身障害者医療費助成金及びひとり親家庭等医療費助成金の支給に関する事務に利用する特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

鶴ヶ島市こども医療費助成金に関する	医療保険各法による医療に関する給付
-------------------	-------------------

<p>条例（昭和50年条例第3号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

に、

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく医療保険の加入等に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険の加入等に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。